

県南広域振興局長告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年10月23日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

医療機関の名称	所在地	指定年月日
はだ調剤薬局	奥州市水沢区羽田町駅前一丁目51番1号	平成21年8月1日
にしお歯科クリニック	花巻市大迫町大迫第3地割145番地	平成21年9月1日
むらかみクリニック	一関市銅谷町3番10号	〃
いわぶち歯科	胆沢郡金ヶ崎町西根上平沢57番69	平成21年9月11日
水沢調剤薬局	奥州市水沢区字川原小路12番地	平成21年10月1日
なかじま歯科クリニック	奥州市水沢区高網25番	平成21年10月6日